

【労働委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において労働委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、そのすべてが成立した。また、本委員会付託の請願4種類20件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

障害者雇用促進等に関する法律一部改正案は、障害者の雇用とその職場定着の一層の促進を図るため、都道府県知事が市町村レベルにおいて「障害者雇用支援センター」を指定すること、そのセンターは重度障害者等に対して一貫した職業リハビリテーションの提供等を行うこと、障害者の待遇改善等を図るための施設整備等に対する助成金制度を新設することなどを内容としている。

委員会においては、障害者雇用の基本的理念、障害者雇用センターの業務の内容と今後の充実策、障害者対策に係る関係機関の連携、事業主に対する障害者雇用についての指導・援助のあり方、障害者の職域開発の推進などの質疑が行われた後、全会一致で可決された。

高年齢者等雇用安定等に関する法律一部改正案は、高齢者の安定した雇用を確保し、その職業生活の充実を図るため、60歳未満の定年制を禁止すること、定年後65歳に達するまでの継続雇用の推進を図ること、派遣労働者が60歳以上の高齢者のみである労働者派遣事業については、派遣労働の適用対象業務の拡大を認める特例を設けること、その他、高齢期における職業生活の設計の援助、職業経験から得た知識や技能を活用できる短期的な雇用機会を提供するための体制を整備することなどを内容としている。

委員会においては、高齢化社会における労働の意義とあり方、日本の雇用慣行についての展望、労働者派遣事業の特例が高齢者雇用に及ぼす影響、60歳定年制実施のための方策と定年前の出向や早期退職優遇制度の是非、継続雇用制度の普及の方途などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

雇用保険法一部改正案は、急速な高齢化の進展、女性の職場進出等に対応して、60歳から65歳までの継続雇用等の促進を図るための高年齢

雇用継続給付制度（60歳以後の賃金の25%を限度）及び育児休業給付制度（休業前賃金の25%を限度）を創設するとともに、日雇労働被保険者に対する給付の改善、再就職手当の改善など求職者給付や就職促進給付を改善・充実すること等を内容としている。

委員会においては、高年齢雇用継続給付制度及び育児休業給付制度の創設の意義、その給付水準、両給付が雇用保険財政に与える影響と今後の費用負担のあり方、支給手続の簡素化と適切な事務処理体制の整備の必要性、高齢化や産業構造の変化が日本の雇用慣行に及ぼす影響、私立学校教員に対する雇用保険制度の適用の問題、介護休業制度の法制化の見通し、高齢者の雇用継続制度の推進策などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月2日、鳩山労働大臣から所信を、征矢労働大臣官房長から平成6年度労働省関係予算について説明を聴取し、6月7日、労働行政の基本施策について質疑を行った。

厳しい雇用情勢の現状と今後の見通し、労働時間短縮に向けての取り組み、外国人労働者問題に対する政府の姿勢、大卒女子の就職差別、男女雇用機会均等法の見直しなどの問題が取り上げられた。

そのほか、5月17日、経済社会の変化に伴う職業能力開発事業の実情を調査するため、千葉市幕張の海外職業訓練協会、高度職業能力開発促進センター及び障害者職業総合センターの視察を行った。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度労働省関係予算の審査を行い、厳しい雇用情勢の現状と対策、中期雇用ビジョンの内容と今後の雇用政策の方向、ILO第156号条約批准に向けての取り組み、民間労働者に対する介護休業制度法制化の必要性、労災認定のあり方、男女雇用機会均等法の見直しなどの質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

労働問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年6月2日（木）（第2回）

労働行政の基本施策に関する件について鳩山労働大臣から所信を聴いた。

平成6年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）

について鳩山労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月7日（火）（第3回）

労働行政の基本施策に関する件について鳩山労働大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）

について鳩山労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第57号）

賛成会派　自、社、新緑、公、共、護憲

反対会派　なし

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第30号）（衆議院送付）

について鳩山労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月9日（木）（第4回）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第30号）（衆議院送付）

について鳩山労働大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第30号）

賛成会派　自、社、新緑、公、護憲

反対会派　共

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について鳩山労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 6 年 6 月20日（月）（第 5 回）

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について鳩山労働大臣、政府委員、文部省、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第19号）

賛成会派　　自、社、新緑、公、護憲
反対会派　　共

○平成 6 年 6 月22日（水）（第 6 回）

平成 6 年度一般会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度特別会計予算（衆議院送付）

平成 6 年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（労働省所管）について鳩山労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成 6 年 6 月29日（水）（第 7 回）

請願第173号外19件を審査した。

労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（3件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付	委員会 議 決	本会議 議 決	
※19	雇用保険法等の一部を改正する法律案	衆	6. 3.11	6. 6. 8	6. 6.20 可 決	6. 6.22 可 決	6. 5.31	6. 6. 6 修 正	6. 6. 7 修 正	6. 5.31 衆本会議趣旨説明
※30	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	"	3.18	6. 6 (予)	6. 9 可 決	6. 10 可 決	5. 20	6. 3 可 決	6. 7 可 決	
57	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	参	4. 12	5. 25	6. 7 可 決	6. 8 可 決	5. 20 (予)	6. 10 可 決	6. 14 可 決	

(4) 成立議案の要旨

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、我が国における雇用を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等が雇用に関する総合的な機能を一層発揮できるよう、その整備充実を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の改正

(1) 雇用継続給付制度の創設

- ① 60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図るため、60歳時点に比して賃金が相当程度低下した状態で雇用を継続する被保険者に対し、60歳以後の賃金の25%を限度として「高年齢雇用継続給付」を支給する。
- ② 労働者の育児休業の取得や円滑な職場復帰を援助、促進するため、満1歳未満の子を養育するための休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%を限度として「育児休業給付」を支給する。

(2) 一般被保険者に対する給付の改善

- ① 所定給付日数について、現行の55歳以上65歳未満を一の区分としている点について、60歳以上65歳未満の年齢区分を設けるとともに、45歳以上60歳未満を一の年齢区分とし、60歳以上65歳未満の年齢区分に係る所定給付日数の引き上げ等を行う。
- ② 基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額の上限額について、受給者の年齢に応じて設定することに改める。
- ③ 被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合等に課していた給付制限を、公共職業訓練等を受講する場合には、その受講開始日以後の期間については解除する。

(3) 高年齢継続被保険者に対する給付の改善等

被保険者期間が1年以上10年未満である高年齢継続被保険者について、高年齢求職者給付金の額の引き上げ等を行う。

(4) 日雇労働被保険者に対する給付の改善

- ① 日雇労働求職者給付金の支給要件を、失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分（現行28日分）以上の印紙保険料の納付を要することに改める。
- ② 日雇労働求職者給付金の日額について、現行の4段階制を3段階制に改める。

(5) 再就職手当の改善

再就職手当の支給要件を基本手当の支給残日数が3分の1以上で、かつ、45日以上あることに改める。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

日雇労働求職者給付金の日額の3段階化に伴い、印紙保険料の日額を現行の4段階から3段階に改める。

3 船員保険法の改正

雇用保険と同様の趣旨から、雇用継続給付を創設すること等の所要の改正を行う。

4 施行期日

この法律は、平成7年4月1日から施行する。ただし、1の(5)及び3の一部については公布の日から、1の(4)の①については公布の日の属する月の翌月の初日から（衆議院修正）、2については平成6年8月1日から、1の(4)（①を除く）については平成6年9月1日から施行する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、急速な高齢化が進展している状況のもとで、高年齢者の安定した雇用を確保し、その職業生活の充実を図ることの重要性にかんがみ、60歳未満の定年を定めることができないこととともに、定年後の継続雇用制度の導入・改善を図るために必要な措置を講ずるほか、高齢期における職業生活の設計の援助、高年齢者に係る労働者派遣事業の特例、その職業経験を通じて得られた知識・技能を活用した短期的な雇用による就業の機会の確保等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高年齢者の安定した雇用の確保の促進

(1) 60歳未満定年の禁止

事業主が労働者の定年の定めをする場合には、60歳を下回ることができない。ただし、高年齢者が従事することが困難な業務として労働省令で定めるものに従事している労働者については、この限りでない。

(2) 定年後の継続雇用制度の導入・改善

労働大臣は、事業主に対し、定年後も引き続いて雇用する制度の導入・改善に関する計画の作成の指示・勧告をすることができる。

2 高齢期における職業生活の設計の援助

(1) 労働者は、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、事業主は、労働者の高齢期における職業生活の設計のための機会の確保について配慮する。

(2) 公共職業安定所は、労働者に対し、その高齢期における職業生活の設計のため必要な助言・指導を行うことができる。

3 高年齢者に係る労働者派遣事業の特例

その事業の派遣労働者が高年齢者（60歳以上の者に限る。）のみである労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び高年齢者に係る労働者派遣の必要性が認められない業務を除いた業務につき、派遣期間を原則として1年以内に限定して、行うことができる。

4 高年齢者職業経験活用センター

労働大臣は、高年齢者に対し、その知識・技能の活用を図ることができる短期の雇用機会の確保・提供等を行う公益法人を「高年齢者職業経験活用センター」として指定し、高年齢者職業経験活用センターの連絡調整等を行う公益法人を「全国高年齢者職業経験活用センター」として指定することができる。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、障害者雇用の現状にかんがみ、職業生活における自立のために継続的な支援を必要とする障害者に対する支援、障害者の処遇改善を図るために施設整備等に対する助成金の新設等の措置を講じようとするものであって、

その主な内容は次のとおりである。

1 障害者雇用支援センター

(1) 都道府県知事は、(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、市町村の区域に一を限って、障害者雇用支援センターとして指定することができる。

市町村の区域は、必要と認められる場合は、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域とすることができる。

(2) 障害者雇用支援センターは、次に掲げる業務を行う。

イ 職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）に対して、障害の種類及び程度に応じ、職業準備訓練を行うこと。

ロ イの職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

ハ イの職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、または雇用しようとする事業主に対して、障害者の雇用管理に関する事項について助言その他の援助を行うこと。

ニ 支援対象障害者の通勤に同行することその他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる支援を行う者（以下「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集、整理すること。

ホ 事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

ヘ 障害者雇用支援者に対して、ニの支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

ト その他支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(3) 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う職業評価に基づき、(2)のイからハまでの業務を行う。

(4) 障害者雇用支援センターに関し、事業計画、収支予算及び収支決算の提出、業務に関する監督命令等についての必要な規定を設ける。

2 身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充

- (1) 障害者を雇用する事業主に対して、障害者の処遇の改善または雇用の継続を図るために行う配置転換または職種転換に伴い必要となる施設・設備の設置・整備に要する費用に充てるための助成金を支給する。
- (2) 障害者を雇用する事業主または当該事業主の加入している事業主の団体に対して、障害者の福祉の増進を図るための施設の設置・整備に要する費用に充てるための助成金を支給する。
- (3) 障害の種類または程度に応じた適正な雇用管理のための措置に要する費用に充てるための助成金の支給対象者に事業主の団体を加える。
- (4) 障害者雇用支援センターに対して、その業務に要する費用に充てるための助成金を支給する。

3 この法律は、平成6年10月1日から施行する。